

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案43号 平成30年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第2 議案44号 平成30年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第3 議案45号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第4 議案46号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業会計予算を定めることについて

日程第5 議案47号 平成30年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第6 議案48号 平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第7 議案49号 平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第43号平成30年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第7、議案第49号平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまで予算7件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算7件については、議員全員による予算特別委員会で審査しておりますので、委員長報告を省略し、質疑を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告を省略し、質疑は終結することに決定いたしました。

これより予算7件について順次討論、採決を行います。

日程第1、議案第43号平成30年度大槌町一般会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第43号平成30年度大槌町一般会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第44号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第44号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第45号平成30年度大槌町下水道事業特別会計を定めることについて討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第45号平成30年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第46号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第46号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第47号平成30年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第47号平成30年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第48号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第48号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第49号平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第49号平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時08分

○

再 開 午前10時30分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま請願審査報告1件、閉会中の継続審査1件、議員派遣について及び議案8件

が追加提案されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題とした  
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって、日程に追加し議案とすることに決定  
いたしました。

---

追加日程第1 請願審査報告

○議長(小松則明君) 追加日程第1、請願審査報告を議題といたします。

請願第1号大槌町役場旧庁舎に関し、未来創造に向けた熟慮を求める請願について、  
総務教民常任委員長の報告を求めます。芳賀潤君、御登壇願います。

○13番(芳賀 潤君) 請願審査結果報告、請願第1号大槌町役場旧庁舎に関し、未来創  
造に向けた熟慮を求める請願書について審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会初日に付託され、3月13日委員会を招集し審査いたし  
ました。

本請願は、役場旧庁舎に関し、さらなる熟慮を求めるものであります。

まず初めに、役場旧庁舎問題については、東日本大震災復興まちづくり特別委員会に  
おいて調査が終了していること。

東日本大震災復興まちづくり特別委員会では、町内各地域を回り、直接町民と対話を  
し、町民の生の声に耳を傾け、議員間での協議を重ね、旧庁舎問題に関し、長い時間を  
かけて調査してまいりました。

その結果、特別委員会としては、解体あるいは保存という結論を出すのではなく、予  
算が提出された場合の表決に際しては粛々と対応する。

そして、28年の12月定例会において報告されております。

その後の1年数カ月は、議員個々でも熟慮してきたものと推察をします。

議会といたしましては、十分に本請願の求めている熟慮はしてきた。

熟慮を経て、特別委員会での調査を終了したものと認識しておりましたが、本請願の  
提出を受けて、委員会において、さらなる熟慮の必要性について意見が交わされました。

請願の取り扱いについては、今回結論を出すべきことであると、全会一致で採決をす  
ることと至りました。

採択3、不採択3の同数となり、委員長としては、当局によるこれまでの対応、特別

委員会による調査結果などを踏まえて、これ以上の熟慮を求める請願については不採択としたものであります。

審査結果につきましては請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君。

反対ですか。賛成ですか。登壇願います。

○8番（阿部俊作君） まず、大震災におきましてお亡くなりになった方々に御冥福をお祈りし、また御遺族の方々にはお悔やみを申し上げます。

このようにテレビで新聞社、各社多数おいでの中で、この町だけに考えを言うのではなく、全国に向けて私の考えを言わなければならないなという思いで今この場に立ちました。

私は、皆さんのご存じのように、共産党という政党の立場で議員をやっております。

そういうことで、党にどのようにかけるかっていうことで、私自身は地域課題として議題をはっきりする。党としての態度をはっきりするように求めてきましたけども、実際そういう話し合いは全然行われておりません。そこで、私はこの町の1議員として、自分の考えを述べるに至っております。

ただ、さきの一般質問で誤解を与えるような発言がありましたので、大変申しわけなく、おわびしたいと思います。

それは、党の中でもいろいろ賛否両論はあるわけですので、そういうことで、ずっと前からしゃべって討議するようにしたのに、なかなかその討議がなくていきなりあしたになってってという形で電話が来たもので、すごく腹が立ったんです。

それで私は、ここで、その中で賛否両論ある中で、党としては採決に参加しないことも考えられますけども、それでは、私を支持してくれた町内の有権者に対して自分の態度をはっきりしないというのは余りにも無責任だと思います。そういうことで、私はこ

の町をどのようにつくるかっていう、そういう思いでずっと言ってきましたので、まちづくりの中で、役場庁舎あるいは震災遺構をどう考えるかをずっと言ってきました。それは、ずっと変わってないので、まず、そのことをお伝えしようと思います。

それで、震災遺構っていうものについてどう考えるかといいますと、まず簡単に言いますけれども。ここに金鉱石を持ってきました。それから、自然の鉄の塊です。

これはやはり、物があれば見るその感動本物は違います。そういうことで、震災遺構残すことは大事だと思います。

ですが、私自身は役場庁舎を震災遺構とは考えてないです。この町には震災遺構が一つではないので、今役場庁舎だけが強調されてしまっていますけれども、この町の未来、そして、この災害をどう伝えるかっていうときに、私は庁舎は選びませんでした。

まず、子供たち。子供たちのこの震災遺構が教材なんです。学習の教材だと思っています。子供たちがすぐ見てわかる。わかりやすい。そして理解されやすい。そういう教材としての遺構を考えたのが赤浜の船の上がった民宿なんですけれども、船はなくなりましたけれども、船がなくなってもいいんです。ここに上がったっていう事実が、写真とかその場でわかるものですから。そして、子供たちに自然に対して向き合う姿勢っていうのは、やっぱり、恐怖とか、恐れじゃないんです。この自然の中でどうやっていくか、生きる知恵、それを学ぶ、自然はどうあるものか、それをしっかり見ること。津波だけでなく、この地球上でいろんな災害もあるし、それに対して深く思慮するそういう学習教材、それを私は考えております。

今、子供たちが揺れる中で、多くの亡くなった方があります。そういうので子供たちにこれが最適な教材かっていいますと、私は、不適だと思って庁舎は選んでおりません。

この請願は2度目で、1番最初にも私に請願の紹介議員になってほしいということで出されました。

大多数の多くの方の署名を添えてきましたけれども、私はこの未来は明るく楽しく豊かに、そういう思いをしながら、それで、ここにきた人が元気になって、震災、災害に立ち向かう勇気を与えるようなそういうまちを目指しております。

ですから、震災遺構の位置、それから物、行動、道路、そういうものをずっと言ってきました。

そして、過去から何度も震災にあっていますので、そうした過去の先代のずっと昔の人の思いもいろんな場所に残されておりますので、そうした昔の人の思いも汲んで、そ

して、私たちの思いも持って、そして子供たちにどのように伝えるか、そういう思いで、震災遺構ってということに関しては、役場は不適だと考えております。

それから検証っていうことですが、私、先ほども言ったように、かなり人間、間違いを犯します。

こういう態度で多くの人が亡くなった役場のあり方、さまざま言われますけども、人間の行動、人間のとった足跡、検証っていうのは終わりはないと思います。

常に生きている限りどうするか、その過去の過ちを見ながら検証は終わりっていうことではないです。そのために役場を残す、ではないです。

ものを深く考える。熟慮しろっていうそういう請願でありますけども、ずっと熟慮をして未来を考えて、過去から、今、未来、どう生きたらいいか。既にもう、過去の間違いを犯しているようなものがあります。この自然災害に対する姿勢です。

避難所をつくったけど大雨で避難所に行けなかった。これはやっぱりその地域の、この地域の見方です。この地域の地域ならでは、やっぱりわからないことなんです。

多くの方に、この設計とか、町外の方にも設計とかそういう依頼しましたけども、やはりこの地域には、風の吹き方、雨の流れ方、雨の降り方、さまざまこの土地の特徴があるんです。そういうことを、しっかり考えながら、私は、明るく楽しく、そして自然にしっかり向かっていける知恵を学ばなければならないと思います。

検証はずっと続けるものですし、役場庁舎をもって検証ではないです。人間の行動自然に向かう、そういう姿勢の検証が大事だと思って、この請願については反対をいたしました。

○議長（小松則明君） 賛成討論はありますか。東梅守君。

○7番（東梅 守君） 大槌役場旧庁舎に関し、未来創造に向けた熟慮を求める請願について、賛成の討論を行います。

議員として、町民から手続を経て出されたこの請願に真摯に耳を傾ける必要があると考えます。

この旧庁舎をめぐっては、震災の年からさまざまな議論が展開されてきました。署名を添えた保存を求める請願、大槌町旧役場庁舎検討委員会の設置、役場庁舎正面部分を一部保存、平成25年には復興庁が震災遺構保存に対する財政支援の方針を発表、大槌町旧役場庁舎保存調査技術専門委員会の設置、大槌高校生との意見交換、事業検証では継続と提案された旧庁舎に関し、政策判断による事業廃止などを経てきました。

一方、当大槌町議会は町を2分するかのような議論を回避し、解体より先に対処すべき大事なことがあるとし、二度の解体予算提出の持ち越しを求める意見書の提出に至っています。

こうした経緯を振り返ると、やはりそこには人々の思いが込められていることが伺い知れます。

一方、時間が経過することで、町長発言にも変化が見られ、やがてあの建物は特別の場所ではない価値がないとまで発言しています。

その一方で、忘れない、伝える、備える、学ぶことを提唱してもいます。

また、釜石の出来事と言われるようになった鶴住居の事例を引用し、逃げて助かった子供たちは震災遺構見て学んだから助かったのではない、防災教育が大事だとまで一般質問で答弁されています。

しかし、確かに震災遺構を見て学んではいなかったでしょうけれど、防災の備えに100%はあり得ません。

常に次の災害に備え、学び続けることが大事ではありませんでしょうか。

学びをやめたとき、風化が始まるのではないのでしょうか。

あの旧庁舎を見るのがつらいという人に、もうこれ以上我慢しろとは言えないと話しますが、旧庁舎だけではなく、1,285名もの犠牲となられた方々の私たちへの問いかけに学ぶ、このことも極めて大事なことでないのでしょうか。

それは旧庁舎がそこにあればこそです。あの日のことを忘れない、大事な人たちのことを忘れないためのものです。

7年もの年月が過ぎ、震災遺構と呼べるものが結果的に旧庁舎だけになってしまいました。多くの方々があの場所を訪れ、手を合わせています。あの場所に価値がないならそういうことをするのでしょうか。多くの方が祈る場所、それは記憶の館とも呼べるものであります。

ちなみに、この3月11日に、あの旧庁舎を訪れた方々がどれだけいらっしたか御存じでしょうか。午前10時から午後4時までの総人数は約460名。報道関係者を加え、500名。それに朝の役場職員などを加えると約600名は超えていると思われれます。

これだけの方々が、あの3月11日に訪れることは、特別な場所であることの証左ではありませんでしょうか。多くの町民にとって、あの場所が祈りの場であることは疑いようもありません。

また、町外の人にとっても、そういう場所で特別な場所であることに変わりはないのではないのでしょうか。

役場職員の御遺族からもぜひ保存をという声が届けられております。

また、解体を望んでいる方の声も届けられてもおります。

昨年の検証報告に関しても、役場は説明すると言っておきながら何もしてくれない。あの場所であの時何があったのか。十分な解明も説明もなされないまま解体されることは許されないとまで発言している御遺族の方もいらっしゃいます。そういうことを放置したまま解体を今進めて良いものなのでしょうか。

かつて、大槌高校の生徒たちは早期決定回避を求める要望書を提出したが、極めて残念な対応がなされたことも、今回の一連の出来事に私たちは、とどめておかなければなりません。

さらには、議会で解体予算案の提出を表明した以上実行するのが筋だ。町のリーダーとして先延ばしすることなく決断する。保存派の意見は十分聞いてきた。解体して欲しい。見ることは耐え難いという意見が多かった。これに寄り添うことが執行者の努め、解体の方向性について微動だにしないとも。

そうした発言が、この旧庁舎をめぐる取り組みの中で発言されたことは、大槌町の震災の後の記録として、旧庁舎とともに記憶にとどめなければなりません。

つい先日、最愛の娘さんを役場で亡くされた、上野ヒデさんが逝去されました。旧庁舎保存を訴えるだけでなく、旧庁舎前の献花台やお地藏さんやその周辺の清掃活動をやってこられた方です。

その上野さんは、ここを見たとき多くの説明はいらない。ここを見てちょうだい。これを残してこういう津波だったよと。津波のときは高いところに逃げるといふ防災の勉強もしてほしい。とよく話していました。

利他の精神という言葉がありますが、人のために、それを体現して見せてくれたのが上野さんだったのではないのでしょうか。

私たちには二度とあのような犠牲を出さないためにすべきことがたくさんあります。

それは、あの旧庁舎がこれほどまでに多くの人々の心のよりどころになっているという事実を、それから、私たちは学び続けることで、あの悲しいことを二度と繰り返さない。さらには、それを生かした普遍的な取り組みこそが、今、そして未来に求められているのではないのでしょうか。

解体は、今、急いで進める必要があるのでしょうか。

二項対立のままでは、復興に悪い影響を及ぼしかねません。

当局も議会も過去現在未来を視野に入れたまちづくりをともに進めようではありませんか。旧庁舎をどうするかは未来の人々にも考える猶予を与えようではありませんか。

すなわち、そのことは成熟した民主政治そのものであり、日本国憲法を最高法規とした法体系の中で法令を遵守し、かつ、住民の生命と財産を守りつつ、自治体としての責任あるガバナンスを行うためにも、旧庁舎を今すぐ解体しようとする予算に反対する立場にあり、今回の大槌町役場庁舎に関し、未来創造に向けた熟慮を求める今回の請願について、私は賛成いたします。

先輩同僚議員の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 拍手はおやめください。

反対討論はありますか。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 大槌町議会東日本大震災復興まちづくり、特別委員会では、平成28年4月に町内各地域に出向き、直接町民の方々とは対話し、町民の方々の生の声に耳を傾け議員間での協議を重ね、旧庁舎問題に関し、長い時間をかけて協議してまいりました。

7年前の大震災で大きな被害をこうむり、1,285名の大切な命が失われております。大槌町に住む町民全ての方々の思い、願いは、この東日本大震災からの教訓を後々の世代につなげていかなければならないということは、共通の思い、願いであります。

しかし、その教訓の伝承に旧庁舎を必要とするのか、しないのか。ということで、今、町は割れております。

今回のこの請願は、旧庁舎に関し、今一度、未来創造に向けた熟慮を求めるものですが、私は、震災から7年経った今、そろそろ結論を出すべきではないのか。結論を出す時期ではないのかということを考えております。

今回のこの熟慮を求める、もう少し時間をくださいという、請願に対しましては、もう要らないんじゃないですか、時間は、という立場で反対の立場を表明いたしまして、討論といたします。

同僚議員の賛同をお願いいたしまして終わりたいと思いますよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） ほかにありますか。

討論を終結いたします。

請願第1号大槌町役場旧庁舎に関し、未来創造に向けた熟慮を求める請願について採決いたします。

本請願の採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

請願を通すことに賛成の諸君の起立です。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 可否同数でございます。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。

請願第1号、大槌町役場庁舎に関し、未来創造に向けた熟慮を求める請願については、議長は、不採択といたします。

----- ○ -----  
追加日程第2 閉会中の継続審査

○議長(小松則明君) 追加日程第2、閉会中の継続審査を議題といたします。

産業建設常任委員会から、請願第2号ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

----- ○ -----  
追加日程第3 議員の派遣について

○議長(小松則明君) 追加日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会で調整されておりますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、大槌町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付の平成30年議員派遣一覧表のとおり、本議会から議員を派遣することにしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、本議会から別紙のとおり議員を

派遣することに決定いたしました。

○

- 追加日程第4 議案第50号 工事請負契約の締結について  
追加日程第5 議案第51号 工事請負契約の締結について  
追加日程第6 議案第52号 工事請負契約の締結について  
追加日程第7 議案第53号 工事請負契約の締結について  
追加日程第8 議案第54号 財産の取得についてについて  
追加日程第9 議案第55号 財産の取得についてについて  
追加日程第10 議案第56号 平成29年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて  
追加日程第11 議案第57号 平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 追加日程第4、議案第50号工事請負契約の締結についてから、追加日程第11、議案第57号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについての7件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の8件ですか。失礼いたしました。8件を一括議題といたします。

（「議長」の声あり）

まだ途中であります。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。  
総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成30年第1回大槌町議会定例会における議案8件につきまして一括で追加提案理由を申し上げます。

議案第50号工事請負契約の締結については、大槌町リサイクルセンター建設工事に係る契約であります。

議案第51号工事請負契約の締結については、花輪田地区、樋門樋管配水路整備工事に係る契約であります。

議案第52号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕伸松地区ほか第1期工事に係る変更契約であります。

議案第53号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地

区、安渡地区及び小枕伸松地区ほか第2期工事に係る変更契約であります。

議案第54号財産の取得については、三枚堂地区災害公営住宅に係る財産取得であります。

議案第55号財産の取得については、町方地区災害公営住宅に係る財産取得であります。

議案第56号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについては、地方創生拠点整備交付金事業の採択による産業創出センター整備工事等に伴い、歳入歳出予算に2億8,000万円を追加し、歳入歳出総額を450億4,079万3,000円とするものであります。

第2条では繰越明許費の追加1件、第3条では地方債の追加1件の補正であります。

議案第57号、平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、旧役場庁舎解体工事に伴い、歳入歳出予算に4,700万円を追加し、歳入歳出総額を383億5,700万円とするものであります。

なお、旧役場庁舎解体に係る予算について、当該補正予算として提案した理由は、義務的経費等が計上されている当初予算に含めることなく、解体予算単独での提案をすべきという政策的な判断であります。

以上、一括で追加提案理由を申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○

追加日程第4 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第4、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第50号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的は、大槌町リサイクルセンター建設工事。

契約の方法は、一般競争入札。

契約の金額は、4億8,492万円。

契約の相手方は、岩手県釜石市只越町3丁目1番21号、株式会社システムハウスアールアンドシー岩手営業所、所長、西塚勝弘であります。

次ページ資料をお開き願います。

入札執行年月日は平成30年2月27日入札参加条件及び入札参加業者は記載のとおりで

あります。

工事概要につきましては、別紙参考資料をお開き願います。

工事場所は、大槌町小鎚地内。

工事期間は、本契約日から平成31年3月15日まで。

実施理由は、現行施設の老朽化及びごみの分別・資源化促進のため、新施設を整備するものであります。

施工概要は、鉄骨造2階建て、建築面積1,127平米、延べ床面積1,204平米。建築工事等に加え、プラント設備工事をあわせて施行するものであります。

なお、次ページ以降に配置図及び平面図を添付しておりますのでごらん願います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部三平君。

○5番（阿部三平君） 現在のところに改築ということで、これは前から了解していますが、隣地の件で、この地図があるところ北西側のほうですが、そっちのほうにも囲いという目隠しというか、そういったようなもの、外構工事一式となっていますが、そういったようなものも考えておられますか。よろしくお願ひします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 御質問にお答えいたします。

現在のところだと、図面のほう見ますと新施設というところがありますが、ここのほう、現在いや、今回、建てることとなりますが、周りには通常の外構の施設になります。そのあとで現施設の方向も解体するということになりますので、そのときには、改めてその囲いを設置して、ほこり等が周りに行かないような状況を作りたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○5番（阿部三平君） 現在でなく反対側のほうに建物が建つわけです。そうした場合、隣地のほうに建物がなくなるというような事から、ここに片側でもいいと、囲いがあるほうがいいと思うということで、それは、あそこは町方の2倍以上の風が吹きますので、その辺の解体後においても、お願いしたいということですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 今の質問内容わかりますか。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） あのところの風が強いのは十分私も承知しております。

ただ、目隠しの状況のところなんですけども、ある程度その周りが見えないと中に侵

入等々も懸念がされますので、その辺は今後その周りのほう解体のほうも含めたところで検討はさせていただければと思います。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○5番（阿部三平君）それで今後その辺、検討していくということで、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第50号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、花輪田地区樋門・樋管配水路整備工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、1億2,923万2,800円。

4、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役、天満昭広です。

次のページをお開きください。

仮契約は平成30年3月2日に行っております。

見積聴取業者は記載のとおりであります。

随意契約理由は、地方自治法、地方自治施行令第167条の2第1項第6号、競争入札に付することが不利と認められるとき。

次に参考資料をお開きください。

工事場所、上閉伊郡大槌町小槌第26地割地内。

工事期間は、今回の議案が可決された日から245日間。

実施理由は、当地区は、住宅再建が進んでいる地区ではあるが、震災による地盤沈下の影響により排水機能が低下しており、降雨時において浸水が発生する状況となっている。本工事は上記の浸水等の対策として、既設排水路の改修及び工事を実施するものである。

施工概要、施行延長271.1メートル、樋管内空断面800ミリメートル掛ける800ミリメートル、延長15.25メートル、函渠内空断面800ミリメートル掛ける800ミリメートル、延長79.7メートル、管渠硬質塩化ビニル管半割直径600ミリメートル、延長83.3メートル、管渠U型側溝内空断面300ミリメートル掛ける300ミリメートル、延長70.4メートル特殊組立式マンホール設置工2カ所、護岸工延長10.9メートル、付帯工一式。

次のページに位置図を添付しております。

以上御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅守君。

○7番（東梅 守君） この花輪田地区の排水路整備に関しては、以前から要望してまいりました。

それで確認なんです、この大槌町定住促進住宅南側に面した排水路、これも一緒に改修されるということによろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 位置図のほうをごらんいただきたいと思います。

定住促進住宅ですね。この裏側の排水路についても今回の工事でもって整備をするということで計画してございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第51号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第6 議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第6、議案第52号工事請負契約の締結についてを議題と

いたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第1期工事。

2、契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか復興整備事業共同企業体。共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長、五十嵐勝美です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。

変更前の契約金額335億3,206万4,460円を、22億8,339万8,250円増額して、358億1,546万2,710円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成30年3月14日に行っております。

次に参考資料をお開きください。

変更理由は、詳細設計が完了した一部事業について、設計成果を反映した事業費の変更を実施するものです。

それぞれの事業の詳細設計成果による変更の増減額は表のとおりであります。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質（「なし」の声あり）疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第52号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

追加日程第7 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第7、議案第53号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第2期工事。

2、契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか復興整備事業共同企業体。共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長、五十嵐勝美です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。

変更前の契約金額11億9,900万4,120円を、2,772万9,000円増額して、12億2,673万3,120円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成30年3月14日に行っております。

参考資料をごらんください。

変更理由、変更理由は詳細設計が完了した事業について、設計成果を反映した事業費の変更を実施するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第53号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

追加日程第8 議案第54号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 追加日程第8、議案第54号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名、三枚堂地区災害公営住宅。

2、取得する財産、災害公営住宅97戸及び附帯施設（平面駐車場・外部物置等）。

2、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、3億480万7,630円。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市内丸10番1号、岩手県、岩手県知事、達増拓也です。

次のページの資料をお開きください。

物件の種類は、災害公営住宅。戸建3DK26戸、木造2階。戸建4DK21戸、木造2階、長屋2DK（B）23戸、木造平屋。長屋2DK（B）19戸、鉄骨造平屋。長屋2DK（車椅子）3戸、木造平屋。長屋3DK5戸、木造2階。附帯施設として外部物置物50カ所、平面駐車場51台分、ごみ置場4カ所、外構工事一式です。

位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○復興局長（那須 智君） 質疑に入ります。東梅守君。

○7番（東梅 守君） ここで確認をしたいと思います。

まだ、現在建築中でありまして、つい先日、骨組みが組まれたばかりの建物もあります。その中で、第1から第4まであるんですが、それぞれの入居できる時期をわかればお知らせください。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） お答えいたします。

まず町方、この図面に資料に基づいて説明させていただきます。

まず三枚堂第1町営住宅、これ町方に1番近いところですが、これは5月の入居予定でございます。

三枚堂第2町営住宅、ここが4月入居予定でございます。入居です。

そして、第3町営住宅第4町営住宅は6月入居の予定となっております。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） それで、お尋ねしますが、第2町営住宅のところだと私は確認しているんですが、つい先週あたりですかね、建て始まったところあるんですが、果たしてこれ4月に間に合うのでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） 第2町営住宅の部分は木造でございます、これは既に外構が始まっているところでございます。議員がおっしゃるのは、多分第1町営住宅という

ことで、鉄骨のところの建物でございます。たしか先週、先々週建ったところでございますので、これにつきましては5月入居ということでございますけれども、今月末に完成できるよう、入居に間に合うよう完成できるように、現在工事のほうが進行しておりますのでございます。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） 私も通っていてあれなんです。第1かなって今思ったんですが、ただ鉄骨ではなく木造だったと思います。白い木ですから木造ですよ。木造でつくられているものだと思うんですが。5月にしても、今からいくと1カ月と半分ぐらいしか日数がない。その中で完成できるのかどうか。その辺今現場見に行かないと住宅課長も答えられないでしょうから確認の上、ぜひ入居速やかにできるようにお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 答弁はどうですか。

○7番（東梅 守君） 答弁はいいです。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第54号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----  
追加日程第9 議案第55号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 追加日程第9、議案第55号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名、町方地区災害公営住宅。

2、取得する財産、災害公営住宅38戸及び附帯施設（平面駐車場・外部物置等）。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、6,525万2,939円。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市内丸10番1号、岩手県、岩手県知事、達増拓也です。

次のページの資料をお開きください。

物件の種類は災害公営住宅。長屋2DK（A）18戸、木造平屋。長屋2DK（B）20戸、木造平屋。附帯施設として、外部物置38カ所、平面駐車場43台分。外構工事一式です。

位置図を添付しております。

以上、御審議のよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第55号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時35分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時24分

○

再 開

午前11時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

追加日程第10 議案第56号 平成29年度大槌町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて

○議長（小松則明君） 追加日程第10、議案第56号平成29年度大槌町一般会計補正予算(第6号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第56号平成29年度大槌町一般会計補正予算(第6号)を定めることについてを説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額1億2,599万円は、地方創生拠点整備

交付金であります。

17款繰入金 2項基金繰入金、補正額4,231万円は、今回の補正財源とする財政調整基金繰入金であります。

20款町債 1項町債、補正額 1億1,170万円は、産業創出事業債であります。

2ページをお開きください。

歳出。2款総務費 7項地方創生費、補正額 2億8,000万円は、地方創生拠点整備交付金の採択による産業創出センター整備工事並びに東大海洋研究所跡地及び桃畑孵化場で実施する養殖の実証実験設備に係る備品購入費等であります。

3ページをお願いします。

第2表繰越明許費、追加。2款総務費 7項地方創生費、産業創出事業 2億8,000万円。

4ページをお開きください。

第3表地方債補正追加。起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と同様のため省略させていただきます。

起債の目的、産業創出事業、限度額 1億1,170万円。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表、繰越明許費、追加。進行いたします。

4ページに入ります。第3表。地方債補正、追加。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 産業創出事業という地方債でございますが、地方債の内容、中身をお願いします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今回の産業創出事業でございますが、国の補正予算に伴いまして交付されるものでございまして、国の補正予算が年度当初じゃないものですから。つまり地方財政計画に当初から載っているものでございませぬので、これは補正予算債という形で補正予算債を借り入れるということでございます。

それで、充当率は100%でございまして、算入率にしましては50%でございます。ただ、残り50%も単位費用で地方交付税の単位費用で見られるというふうになっておりますので、実質過疎債でやるよりは過疎債70%ですが、今回の補正予算債でやるほうが75%以上の交付税算入があるということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 今、トータルで75%以上というお話がありましたが、75%以上という、ただ漠然とした感じですが。きちっと例えば80%か90%という決まった数字がないものかその辺をお伺いするとともに、あと、事業2億8,000万計画している中で、地方創生で半分とか、今回の地方債事業とか使って75%と計算すれば、町の単独の持ち出しは最終的にはどのくらいになるか。その辺お伺いします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回の事業なんですけど、二つのパターンに、二つのパターンっていうか分かれておりまして。ハード整備事業とそれから調査事業に分かれておりまして。ハード整備の分、つまり建物を建てるような部分に関しましては、先ほど申しました75%以上としか言えません。というのはですね、まだその、地方創生の国から示されています概要でございますが、必ずその50%国庫補助金でくると、残り50%は補正予算債を借りなさいと。その補正予算債を借りた50%は、公債費方式で交付税を見ますと残りその50%分、4分の1分はですね。まだ、どこにもきちっとした明記が、明記というか算定方法記載されていないんですが、あくまでもその単位費用に上乘せして、交付税措置するよ、としか書いていませんので。まだそこについては、ちょっと具体的な数字がまだ国のほうから示されてはおりません。

先ほど申しましたとおり、ハード整備は、先ほど申しましたとおり75%以上。ソフト事業につきましては50%の補助金しかございません。

このソフト事業のほうには、補正予算債が借りることができませんので、その分はどうしても繰り入れし、繰り入れというか、繰り入れしなければならないものですから、今回の財政調整基金を4,200万ほど基金繰入金として充当しております。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） この事業に関しては、きのう全協のほうで提出された事業だと認識するわけなんですけど。

財調のほうを4,200万取り崩して事業に充てるということで、大変当局の今回は意気込みを感じるんですが。だからこそ、なおさらちょっと言っておかなければいけないなという思いで質問させていただきます。

今回、財調を使うに当たって、まず財調、財政調整基金のこれを捻出した後の残額について伺います。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

まだ29年度の会計が閉めておりませんので、あくまでも28年度末残高ということでございまして、28年度末残高では46億2,300万ほど残高がございます。

それで、ことしに関しましては、若干災害公営住宅事業の台湾赤十字からの支援が今年度で終了いたしますので、若干財政調整基金から繰り入れます。ですので、46億から若干欠ける若干欠けるということがちょっと見込みでは46億程度でないかなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） わかりました。

それで事業の内容についてちょっとお伺いしたいんですが、きのう担当課の説明に…。  
いいんでしょ。

○議長（小松則明君） 続けてください。

○10番（及川 伸君） きνού担当課のほうからこのイメージについて、おおよその概要についての説明があったわけなんです。その資料の2ページ目に概算2億8,000万の事業費だという形で説明がありまして。ここを見ても、調査に対して3,000万その下に、機械を購入するために4,000万という明記がありますが。まず、この調査っていうのは何の調査を行うものか、調査もしないで機械を購入するというのはどういうことなのかということについて当局の説明をお願いします。

○10番（及川 伸君） 産業水産課長。農林水産課長。失礼いたしました。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

この調査、3,000万円の内訳としましては、当初予定していますのは、水に関連する施設でありますので、取水の井戸の水質、あるいはその水源の状況の調査の把握、あと養殖等に関します生産する作物もしくは生物の部分の検討調査に関する業務であります。

また、機械設備等の導入に関しましては、これら3施設に導入する機器類の総枠の備品等も含めた費用となっております。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 課長、そうしますとね、大体事業の概要というのは決まっているようなイメージにこっちは受け取るわけですよ。

きのうも全協のほうで話をされたことだと思うんですが、これから協議会なり産官学

の方式で3者でいろんなことを協議した上で事業の内容とか目標目的を決めていくって  
いう話じゃなかったんですか。

であれば、もう絞った形での計画で進めるというのは矛盾してくるんじゃないのかと  
私は考えるんですが。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） 今後の運営等に関しましては、昨日でも御説明させて  
いただきましたとおり、産学官の連携の体制でありますとか、農商工の連携の体制そう  
いったものを新たに構築していく中でどういったものを実証で進めていくかというところ  
と、あとは研究棟のほうに関しましては、加工場については、現在その加工を希望そ  
ういった施設の利用されている方との調整がこれから進められていくと思います。

予算に関しましては、おおむね面整備の部分の規模がある程度固まっておりますので、  
そこは単価等はある一定の算出根拠に基づいて出しております、実際この中の詳細の  
積み上げはこれからという形であります。

○議長（小松則明君） 3回ですけども。今の及川議員、答弁に対する中身に対して私は  
少ないと思うんですけども、同じですか。

もう少し詳しく。当局はもう少し詳しくできますか。農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） この事業費の部分の内訳に関しましては、大筋概算の  
部分で算出しております、実際どういったものを、その水に関連した養殖、あるいは  
その水耕の栽培の実証の部分は、ある程度のまず施設規模の部分を、仮に算定条件を定  
めた形での拾い上げになっておりまして、今後そのどういったものを取り組んでいくか  
というものがあ程度固まっていき次第それらに必要な部材はこの中の、総事業の中  
での調整で進めていきたいなとこのように考えております。

○議長（小松則明君） 調整できるということで。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

済みません。私の間違いでございます。おわびいたします。

7ページをお開きください。歳入一括します。

（「進行」の声あり）

8ページをお開きください。歳出。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） きのうちも全協で言いましたけれども、確かに私たちの町の所得と

というのがすごく低いと。

それで、町長の方針に載っているようにね、やっぱ所得を上げようとするこの意気込みはわかります。私も大賛成です。

ただし、賛成だけでも、やはり確かに産官学が大切だと思いますけども、底上げをするという面から言えば、議会も全員そろって賛成なんですよ。

だから、これをきのうの話じゃないですけども協議会なら協議会つくってくださいと。我々もその中の一員になって一緒になってやったらいいんじゃないかと。お互いに我々は議会だから、当局の事も見なきゃないし、自分たちのやっぱ意見も通してもらわなきゃないし、お互いにそして切磋琢磨しながら、新しいものを生み出していく。そういう方向で、ぜひこの協議会なるもの立ち上げて、我々も参画させていただきたいと思いますが。その辺でどうですか。

○11番（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

今回のことにつきましては第1産業を中心とした所得の町民所得を上昇させるということで考えておりますので、きちんと協議会も含めて、また進捗も含めてさまざまな形でこれからの部分については、議会にしっかりと報告するとともに、議会の皆様からご意見をいただくということで、協議会についてもしっかりと入っていただく形で取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

先ほどは大変失礼しました。私も間違えます。間違わないことは人間でありますので、御容赦願います。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第56号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

追加日程第11 議案第57号 平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を  
定めることについて

○議長（小松則明君） 追加日程第11、議案第57号平成30年度大槌町一般会計補正予算  
（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第57号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を  
定めることについてを御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。9款地方交付税1項地方交付税。補正額940万円は、震災復興特別交付税であり  
ます。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額3,760万円は、東日本大震災復興交付金基金繰入  
金であります。

2 ページをお開きください。

歳出。15款復興費7項復興都市計画費、補正額4,700万円は、旧役場庁舎解体工事で  
あります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅守君。

○7番（東梅 守君） この30年度の予算審議が終わって今日可決されて、すぐに30年度  
の補正というこの手続のあり方なんですけども、けさの新聞を見ますと、これは地方自  
治法に抵触するのではないのかというね、ことが書かれてありました。

そこでお尋ねをします。

この、こういう予算の出し方は自治法で定めるところに抵触しないのかどうか。

それと、先ほど、議案説明の中で総務部長が「政策的な判断」という説明をされて  
いました。

この、「政策的な判断」とはどういうことを指すのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） お答えします。

手法そのものは違法ではないという、我々は考えております。というのは、当初予算  
とですね、通常予算と補正予算と一緒に出すことは何ら差し支えないというふうになされ

ております。

そういったこともあってですね、補正予算を二つも出すことすら可能だということになってございますので、それについては違法ではないというふうに思っております。

そして、補正予算の審議の条件というのは通常予算が可決されていることという事があれば、補正予算の審議は可能ということになってございますが、そういうふうに理解しております。が、ただしそれで、だからといって何をやってもいいという話では、これはないということでございます。当然、補正は必要があってやるべきものですし、ただそれはやっぱ乱用すべきでないというふうなそれは事実だと思います。ただ、それぞれの市町村ですね、事由、理由によってやるべきものでもあるということとはございません。

当初予算と政策的な話なんですけど、当初予算にはですね、やっぱり4月1日から使わなきゃならない義務的経費が載っています。それから今進めなければならない復興事業の経費等も載ってるわけです。そういった部分に影響させたくないというのがそれが政策的な判断です。

そういった部分で、そこは切り分けて提出しているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

5ページをお開きください。歳入一括します。

（「進行」の声あり）

進行いたします。

歳出。東梅守君。

○7番（東梅 守君） 東日本大震災復興交付金の繰り入れで、これは役場庁舎の解体にもかかわるといふところにあると思うんですが、先ほど、この補正予算が出される際に法的に問題ないのかというところで質問させていただきました。

ここには私も大変疑問に思っていたので、昨夜ですね、法令集を開いてみました。

この中で、特にも210条から始まる218条までのところで補正にかかわる文言が書かれていました。副町長が先ほど答弁したようにみだりにということころがあります。当然的に政策的な判断も理解もできます。ただ、解体予算に関しては、町長が昨年の12月にもう既に公表されておりました。十分、30年度予算編成には間に合ったはずなのではないか、それを間に合わせずにここに持ってきたのは政策的な判断なのかもしれないけ

ども、手続上、手続上、もしかしたらこれ抵触するんじゃないかと私もいまだに疑っています。その辺、確実にこれは抵触しないということを明言していただきたいなというふうに思います。でなければ、なかなかこのことに、私は何か納得できないなというふうに思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 繰り返しになると思うんですが、やっぱりそこ政策的な判断でやるべきこともあり得るという話です。

そういうことですので、30年度予算と一緒にやるということはですね、いろんな支障がある場合も考えられるわけですから、そこは切り離して、それだけで審議すべきだというふうに判断したわけですから、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 平成29年度の当初予算のときに、去年、ことしの初めなんですけれども。いずれそのそのときの話の中で、空き地バンクの話が当初予算に盛り込まれてたと、いろんな議論がありました。

それらの議会での議論を聞いた中で、解体予算がいずれ提出されるときには、当初予算に含まれると義務的経費からなってもってという話になってしまうのでこれは切り離しをお願いしたいっていうことは、議会のほうからも、当局のほうに申し上げました。

今回だったのか別にして、当初予算の中に組み入れるとまたこの復興がおくれてしまうっていう、議会側の問題、住民サービスの問題もあるのでっていう、お話をさせていただきましたので。その手続上、今回の当初が出てすぐっていうことについては先ほど議運のほうでも確認をして抵触するおそれがあるものについて上程されるわけでもないだろうし、我々も審議しはしないわけです。

きちっとした答弁があって初めて私たちは採決に挑むということでお話をしましたので、そこもう1回確認、抵触しないかどうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 昨年来ですね、昨年度その空き地バンクのときに、そういったお話があったというのはありましたが、そういったからということにしたくなかったので、政策的に判断したということでございます。

みだりにはできないことは当然ですが、ただ、必要があればやらざるを得ないということはございますので、抵触するというふうには考えておりません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私も解体には賛成なんですが。出し方によって、悪しき前例をつくるのではないかっていうそういう危惧をした部分もあります。

それで、そこのほうは、この部分この解体に対しての集中審議をするということで分離していただいたのは、逆に私自身は修正案を出すさまざまな対応とてもありがたいことと思います。

ただ一つ、先ほど請願には反対いたしましたけども、今後町長の答弁次第によっては、私もちょっとストップをかけざるを得ない部分もありますので。それで、ねじれたような話にはなりませんけども。まず、震災遺構というものは、やっぱり見るもので必要だと思えます。

これは今すぐこれって決めなくても、やっぱり町民と、それからそういう部分についても、話合いがあっていいのではないかなって思います。

解体予算に賛成するが、二つあってどっちかじゃなく、俺自身はもう既に一つはないので。

そして、それから役場庁舎に関しては、前部分に保全ということで、議会でも賛成したわけなんですけども、それがずっと今度は大きくなった経緯があります。

庁舎に対する思い入れっていう、そういう人もいるし。だから、多くの全国から来て拝んだりする人もいるし。そういうことを踏まえながら、庁舎解体して何もなしっていうことじゃなく、やっぱりその辺は町民の意見を聞きながら、そういう姿勢を持てるかどうかっていうことをお尋ねして、どっちにまわるかっていうことになります。済みませんが。

いや、私自身がどういうまちをつくるかっていうの、ずっと訴えてきたので。その思いで、やっぱり震災遺構の大事さはあるし。それから、大川小学校。残したそれと同じ、大槌町も同じようなものを残せていうそういう意見もあります。

○議長（小松則明君） 影響するものに対しては、慎むように。

○8番（阿部俊作君） はい。やめます。

○議長（小松則明君） 歳出に入ります。阿部俊作議員。

○8番（阿部俊作君） 震災遺構についてどのように考えるかと、いろんな町民の願いがありますが、その声についてどのように向き合うかっていうことです。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私は、伝える、忘れない、備えるという話をさせていただきました。

先ほど東梅議員からもさまざまな発言あったこと十分承知をしております。

やはりそれはきちんと、忘れない、伝えるということが必要だと思いますので、これからの部分では何があったのかということ伝えていく必要があるだろうと思います。

決して遺構だけではなく、遺物っていうのもございます。

やはり震災当時、集めてきた物もあるわけですから、これからやはり遺構も含めて遺物も含めてさまざまな形でどう伝えていくかという部分はございますので、これからは忘れない、そして伝えていく、備える、という部分についてはしっかりさまざまな形で取り組んでまいりたいと思います。

（「進行」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行をいたします。質疑を終結いたします。

歳出に入っています。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第57号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 可否同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が、本件に対して、採決いたします。

議案第57号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、可決といたします。

以上で、本定例会の会議に付託された議案は全て終了いたしました。

3月の定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期中は、議員各位の活発な御審議によりまして、本定例会に提出されました案件全ては議了し、ここに閉会することができました。心から御礼申し上げます。

今定例会は「おおつち創生予算」と名づけられた30年度の当初予算を審議する、非常に重要な議会でございます。

皆様方一人一人が、大槌町の未来を考え、さまざまな角度から議論をし、深めていた

だいたことに深く感謝申し上げます。

当局におかれましても、議決結果ではなく、審議過程で出された意見、予算特別委員会での審査意見、十分に認識、考慮され予算執行に当たられること望みます。

議員各位におかれましても、引き続き町政進展のため御尽力されますことを御期待申し上げます。閉会の挨拶にかえさせていただきます。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第1回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会

午後0時06分

上記平成30年第1回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員